

## 第3章 施策の方向

### 基本目標1 暴力を許さない意識の醸成

#### (1) 教育・啓発の充実

##### 《現状・課題》

近年、人権に関する研修が様々なところで実施されるようになってきています。

しかし、配偶者からの暴力に対する認識はまだ広まっているとはいえない。また、今日の社会では配偶者からの暴力に限らず、恋人からの暴力も増加しており、暴力全般をなくすための意識を高めていくことが重要です。

社会全体で配偶者等からの暴力を無くしていくには、学校や地域における継続した教育・啓発が重要です。

#### 今後の取組

##### [1]教育の充実

- 保育所や幼稚園においては、人権を大切にする心を育てるための取り組みなど就学前教育の充実を図ります。
- 学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や男女平等の理念に基づく教育等により、児童生徒が性別にとらわれることなく互いを尊重し、自らの意思で行動できる力を育む教育を推進します。
- 若年層を対象に、恋人からの暴力の防止についての教育・啓発に努めます。

##### [2]啓発の充実

- 広報紙や交番だより、ホームページ等を活用し、配偶者等からの暴力について気づきを促すとともに、相談窓口の周知を図ります。また、市町村に対しても同様に、啓発が行われるよう働きかけます。
- 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」等において、配偶者等からの暴力の防止に関するキャンペーンや講演会等を市町村や民間団体等と連携して実施します。

- 
- 研修会等に、女性相談員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。
  - 日本語の理解が十分に出来ない外国人に対しては、外国語パンフレットにより相談窓口等の情報を提供します。
  - 障害のある人にも適切に情報が提供できるよう、関係機関等に協力を依頼します。
  - 地域や職場において実施される研修会等において、配偶者等からの暴力の防止に関する研修が実施されるよう働きかけます。

## (2) 市町村基本計画策定の促進

### 《現状・課題》

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策の実施にあたっては、市町村においても、住民に身近な行政主体として、基本計画に基づくきめ細やかな対応が求められています。

### 今後の取組

- 市町村の福祉施策等を十分活用し、地域の実情に合わせた市町村基本計画が策定されるよう働きかけを行い、市町村事業の効果的な実施による支援の充実につなげます。

## 基本目標2 安心して相談できる環境づくり

### (1) 被害者の早期発見と相談の勧奨

#### 《現状・課題》

被害者を発見した時は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することが求められています。なかでも、被害者を発見しやすい立場にある医療関係者には、より積極的な協力が期待されています。

また、早期に相談窓口を利用するよう勧めることは非常に有用であり、相談自体が問題解決への第一歩につながります。

併せて、被害者の家庭では、児童虐待が存在している場合も少なくなく、両者の状況を一体的に確認することも重要です。

#### 今後の取組

##### [1]被害者の発見による通報と相談の勧奨

- 被害者への相談の勧奨や生命等に危険が急迫する場合の通報（以下「相談の勧奨等」という。）が円滑に行われるよう、相談の手引き等を作成して配布することにより、関係者の理解を深めます。
- 医療関係者に対して、医師会や病院協会等と連携のうえ、本県における通報先と相談窓口を県内医療関係者に周知し、相談の勧奨等について協力を求めます。
- 日頃から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員等に対して、被害者の早期発見と相談の勧奨等について協力を求めます。
- 学校や保育所、幼稚園に対して、子どもの様子等から配偶者等からの暴力を受けた保護者を発見した場合には、相談の勧奨等について協力を求めます。

##### [2]通報を受けた機関の対応

- ①県配偶者暴力相談支援センター（子ども・女性・障害者相談センター）
  - 危険が急迫している場合には警察官に通報し、被害者等に対しては一時保護を勧めます。
  - 通報者に対しては、被害者の安全確保に配慮した上で、相談の勧奨について協力を求めます。

- 
- 被害者等の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて市町村等関係機関等と連携して対応します。

## ②警察官

- 暴力が行われていると認めた場合には、暴力の制止と被害者等の保護を行います。
- 加害者に対しては指導警告や事件化の検討を行い、被害者に対しては、被害防止策等の教示や県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎ等を行います。

## (2) 相談体制の充実

### 《現状・課題》

配偶者等からの暴力の相談には、経済的困窮や児童虐待等の様々な問題が複雑に絡み合っている場合が多く、被害者自らの意思で問題解決をはかるためには、これらの相談に的確に応じ、必要な支援につなぐことができる体制の整備が必要です。

なお、住民にとって身近な市町村においても、同様に被害者の相談に応じることができる体制づくりが求められています。

### 今後の取組

#### [1]県配偶者暴力相談支援センター（子ども・女性・障害者相談センター）

- 相談機関の中核として、これまで蓄積したノウハウを活用し、関係機関等の相談対応機能の向上を支援します。
- 女性相談所の子ども・障害者相談センターへの移転統合により、被害者や同伴児に対する心のケアの充実を図ります。
- 外国人や障害のある被害者に対しては、必要に応じて通訳等を確保して対応します。

#### [2]和歌山県警察

- 被害者に対して被害防止策等を教示し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター等に引き継ぎを行います。
- 性的暴力を受けた被害者等に対しては、相談者の意向を確認したうえで、できるだけ女性職員により対応します。

### [3]県男女共生社会推進センター“りいぶる”

- 相談員による電話相談・面接相談、女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センター等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。

### [4]市町村

- 市町村における相談窓口や情報提供窓口の設置を促進し、地域の実情に応じて配偶者暴力相談支援センターとしての機能の確保が図られるよう働きかけるとともに、必要な支援を行います。

### [5]その他の関係機関等

#### ①和歌山県国際交流センター

- 英語・中国語・フィリピン語の言語で外国人の生活相談を実施しており、配偶者等からの暴力の被害者を発見した場合には県配偶者暴力相談支援センター等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。

#### ②財団法人和歌山県人権啓発センター

- 相談員が配偶者等からの暴力を含む人権相談に対応し、必要に応じて法律相談の案内や県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行います。

#### ③民間団体等

- 県は、民間団体等が実施する被害者等からの相談について、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センター等と連携するよう協力を求めます。

## (3) 職務関係者に対する研修

### 《現状・課題》

被害者の相談、保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者の置かれている状況や心身の状況に配慮して適切に対応することが必要です。このためには、被害者の人権や配偶者等からの暴力の特性について理解を深めるための研修が必要です。

### 今後の取組

- 女性相談員に対しては、支援技術向上のための研修を実施します。

さらに、地域の相談員・支援員等に対するスーパーバイズ\*能力を身に付けるための専門研修を実施します。

\* 高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと

- 主に交番、駐在所等に配置されることとなる警察官等に対しては、相談業務や被害者の安全確保についての実務研修を実施します。
- 市町村の相談窓口担当職員等に対しては、県配偶者暴力相談支援センター等が実践的な研修を実施し、相談対応能力の向上を支援します。

#### (4) 相談員に対するケアの充実

##### 《現状・課題》

相談員は、被害者の深刻な状況について数多くの相談を受けるうち、自らも同様の心理状態に陥ったり、被害者の状況を納得いくように変えられなかったことにより突発的に無気力状態に陥ったりすることがあります。

##### 今後の取組

- 相談員の様子の変化に十分配慮し、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施したり、必要に応じて専門医の受診につなげる等早期発見、早期対応に努めます。

#### (5) 民間の支援者の育成

##### 《現状・課題》

加害者からの追跡を逃れるため、親類や友人等と離れて生活を行う被害者は、様々な不安を抱えています。

行政による支援に加えて、地域において、被害者に寄り添った見守りや支援が行われることが望まれます。

##### 今後の取組

- DV被害者支援ボランティア育成講座等を開催し、地域における支援者の育成に努めます。
- 研修会等に、女性相談員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。（再掲）

## (6) 苦情の適切な処理

### 《現状・課題》

被害者等からの苦情については、誠実に受け止め、適切・迅速に対応し、職務執行の改善に反映していくことが重要です。

また、個人ではなく組織として対応し、第三者機関も含めた苦情処理体制を検討することも必要です。

### 今後の取組

- 苦情処理体制を整備し、苦情受付担当者を設置します。また、処理結果については、申立人に十分説明します。  
関係機関等に対しても、同様の対応を求めます。
- 処理事例集を作成するなどにより支援の向上を図ります。